

施策 2

道徳性を高める心の教育の推進

千葉県教育委員会ホームページ「道徳教育」

- ・道徳教育推進のための基本的な方針
- ・道徳教育映像教材
- ・特色ある道徳教育推進校公開授業
- ・心の教育推進キャンペーン
- ・道徳教育推進に関する会議
- ・「チーバくんふるさとことばかるた」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kbs/kyouiku/gakkou/doutoku/index.html>

文部科学省 道徳教育アーカイブ

<https://doutoku.mext.go.jp/>

(1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進

・千葉県の道徳教育の主題

『「いのち」のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～』

「道徳教育推進のための基本的な方針」のもと、「道徳教育の手引き」をはじめ、道徳教育映像・読み物教材の活用等を通して、就学前から高等学校まで途切れのない道徳教育の改善・充実を図る。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

- ・学校における道徳教育の諸計画を見直し、指導の工夫・改善を図る。

(小・中・高・特)

- ・学校の教育目標との関わりにおいて、校長は、学校の道徳教育の基本的な方針（重点等）を明確に示す。

(小・中・高・特)

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、人との関わりを深めることにより、道徳性・規範意識の芽生えを培っていく。

(幼)

- ・小・中学校では、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を積極的に取り入れた道徳科の学習を要として、他教科等との関連も図りつつ、児童生徒一人一人が自己の生き方についての考えを深めていく道徳教育を推進する。

(小・中)

県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の深化・充実

- ・校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全教師が自校の道徳教育の推進に参画していく体制を構築していく。

(高)

- ・県が作成の教材等を活用し、授業公開や校内研修等を通して指導力向上を図り、「道徳」を学ぶ時間の深化・充実を図る。

(高)

地域ぐるみで道徳性を高める活動の推進

- ・各学校は保護者や地域はもとより、近隣校（異校種を含む）も対象に道徳授業の積極的な公開を行うとともに、保護者や地域の方が参加して行う地域の教育力を生かした取組を推進し、学校・保護者・地域が連携し、幼児児童生徒の道徳性を養う。

マナーやルールを学ぶ機会の充実

社会人として必要な資質・態度を育成する教育の推進

- ・幼児児童生徒たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で幼児児童生徒たちの他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を養う。



主権者教育の推進

- ・国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導を行う。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。

(小・中・高・特)

消費者教育の充実

- ・成年年齢引下げにより、発達段階に応じて、国や県が作成した副教材の活用、消費者センター等関係機関による出前授業の活用、保護者も対象に含めた講演会の実施等、具体的で実践的な消費者教育に取り組む。

(小・中・高・特)

学校における情報モラル教育の推進

- ・児童生徒たちが文章で表された情報を的確に理解し、自分の考えに生かしていけるよう、言語能力を育成するとともに、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報リテラシーや情報モラルを身に付けられるよう、児童生徒の発達段階に合わせた情報モラル教育に取り組む。

(小・中・高・特)

家庭に向けた情報モラルに関する取組の促進

- ・社会全体で児童生徒たちを守り育むために、学校が家庭・地域・関係機関と積極的に連携・協働し、児童生徒たちを取り巻くネット上の問題等の課題解決に努める。

(小・中・高・特)

(2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進

- ・いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に努めるとともに、児童生徒たちの自己肯定感を育み、将来の社会的自立に向けた取組を推進する。

(小・中・高・特)

児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的に考えることができる取組の推進

- ・「いのちを大切にするキャンペーン」などを通じて、体験活動を効果的に取り入れ、話し合い、標語やポスターの制作等、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的に考えることができる取組を行う。

(小・中・高・特)

一人一人の子どもへの直接的な働きかけを通じた、いじめの防止に向けた取組の推進

- ・個別面談や保護者面談等を通じて、児童生徒が抱える悩みや取り巻く環境の把握に努めるとともに、自己肯定感や他者を思いやる気持ちを高め、良好な人間関係が醸成される取組を計画的に行う。

(小・中・高・特)

千葉県教育委員会ホームページ
千葉県いじめ防止対策
推進条例

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/jyourei.html>

千葉県教育委員会ホームページ
千葉県いじめ防止基本
方針

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/kihonhoushin.html>

千葉県教育委員会ホームページ
いじめ防止啓発強化月間

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/kyoukagakkan.html>

学校人権教育指導資料

「大切な自分 大切なあなた」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/sidousiryou.html>



相談及び情報収集体制の充実

- ・アンケートや個別面談を適宜計画的に実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、心理や福祉等の専門的な知見を活用した校内研修により、教職員個々の相談スキルの向上と組織的な相談支援体制の構築を目指す。

(小・中・高・特)

学校と家庭・地域が連携した取組の推進

- ・授業参観日や学校を核とした県内1000か所ミニ集会など、保護者や地域の方が集まる機会を利用して、いじめを題材にした道徳の映像教材等を活用して協議を深めるなど、学校と保護者、地域が連携した取組も考えられる。

(小・中・高・特)

いじめ等、教職員の生徒指導力の向上

- ・いじめ問題への法的側面からの理解やネット上の問題行動に対する理解を深めるための研修を実施し、組織対応の徹底を図り、解消に向けた確実な対応力を高める。また、予防的措置の具体化に努める。

(小・中・高・特)

いじめ防止啓発強化月間等の取組の推進

- ・4月を強化月間とし、学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、校内での共通理解及び保護者や関係機関、地域に対しての周知を図り、連携協力体制を構築する。また、個別面談やSOSの出し方に関する教育を実施し、児童生徒が抱える悩みの早期把握に努める。

(小・中・高・特)

(3) ちばのポテンシャルを活用して心を豊かにする教育の推進

- ・幼児児童生徒たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、環境学習の推進を図るとともに、他者に共感する心、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心の涵養に努める。
- ・オリンピック・パラリンピック教育の理念を継承し、幼児児童生徒のパラスポーツに対する理解・関心の向上、思いやりの心の育成、多様な文化や障害に対する理解の促進を図る。

児童生徒の体験学習等の推進

※施策1－(1)と同様

- ・「総合的な学習（探究）の時間」の充実を図り、探究的な学習の過程を一層重視する。また、地域の教育資源を積極的に活用するとともに、自然体験やボランティア活動などの体験活動を重視する。

(小・中・高・特)

人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育の推進

- ・県が開催する学校人権教育の研修への参加や、学校人権教育指導資料を活用した校内研修の実施等を通して、教職員の人権意識を高めるとともに、授業や学校行事、家庭や地域との連携等、教育活動のあらゆる場面で人権教育を推進する。

日本赤十字社千葉県支部

<https://www.chiba.jrc.or.jp/>

千葉県社会福祉協議会

<http://www.chibakenshakyo.com/>

高齢者に対する敬愛の心を育てる教育の推進

- ・各世代が、発達段階に応じて、少子高齢化についての理解を深めることができるよう、学校をはじめとした地域の資源などを生かし、高齢者との交流等、多様な活動を行うための場づくりを進める。また、認知症を正しく理解し、高齢者と共感的に接し、温かく見守る心を育てる取組を推進する。(小・中・高・特)

環境学習の推進

- ・各地域の自然環境や社会環境等の教育資源を活用し、地域人材や企業との連携を通して、自然保護活動や環境保全活動等の充実を図る。

日本赤十字社や社会福祉協議会等の団体と連携した社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進

- ・ボランティア活動などの社会参画体験等を通じて、幼児児童生徒たちが自己の在り方・生き方を見つめ直すとともに、社会の中で生きる力の育成を図る。



心のバリアフリー教育の推進 (オリンピック・パラリンピック教育の推進)

- ・オリンピック・パラリンピックを題材として、取り組んできたオリパラ教育について、各学校や地域のレガシーとして、引き続き、体育や道徳、総合的な学習の時間等に、ボッチャやゴールボールなど競技体験やアスリートとの交流等により、幼児児童生徒に障害への理解、スポーツに親しむ態度、国際感覚等を育成する。